

## 浜松市斎場管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市斎場条例（以下条例という）及び施行規則に基づき、浜松市斎場について必要な事項を定める。

(開館時間等)

第2条 休憩室、葬祭室、式場、通夜室及び霊安室の利用時間は斎場ごとに別に定める。

2 ペット火葬の受付時間は原則として9時00分から15時00分までとする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

斎場名	受付時間	備考
浜松斎場	9時00分～15時00分	友引及び元日は休館 (受付：浜松斎場)
雄踏斎場	9時00分～15時00分	友引及び元日は休館 (受付：雄踏斎場)
三ヶ日斎場	9時00分～15時00分	友引及び元日は休館 (受付：三ヶ日協働センター ただし、土曜日、日曜日及び 休日は三ヶ日協働センター守 衛室)
浜北斎場	9時00分～15時00分	友引及び元日は休館 (受付：浜北斎場)

(休館日)

第3条 条例第5条に規定する休館日は元日の外、「市長が指定する日」とは、次のとおりとする。

斎場名	休館日	備考
浜松斎場	友引	
雄踏斎場	友引	通夜室は別に定める。
三ヶ日斎場	友引	
浜北斎場	友引	
天竜斎場	友引	
春野斎場	友引	友引以外は別に定める。
佐久間・水窪斎場	12月31日	正午からの半日

(使用料の後納)

第4条 条例第8条2項に定める斎場使用料の後納については、国及び地方公共団体等の関係機関からの申請に限る。

(火葬許可証の再発行)

第5条 第1号様式または第1号様式の2により、火葬許可証の再発行の申請があった場合は、火葬簿(火葬利用許可書)に基づき発行するものとする。

なお、火葬許可証の再発行および火葬証明を申請できる者は次のとおりとする。

- 1 火葬許可証の申請者
- 2 死亡者の親族
- 3 墓地埋葬者の継承者(墓地管理者からの証明が必要)
- 4 その他、市長が特に必要と認めた者

(火葬及び分骨証明)

第6条 火葬及び分骨証明書は第2号様式により申請し、第3号様式により発行するものとする。

(火葬時間)

第7条 火葬時間帯は原則として、午前9時台から午後3時台の範囲内とする。詳細は、斎場ごとに地域の実情に合わせて別途定める。

附 則

この要綱は平成19年12月1日から施行する。

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。

(指定管理者による管理)

2 本文中において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第2項の三ヶ日斎場を除く	市長が必要と認める場合	指定管理者が必要と認める場合
第2号様式、第3号様式	浜松市長	指定管理者

附 則

- 1 この要綱は平成24年11月12日から施行する。

(第5条関係)

第1号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所  
願 人 氏名  
死亡者との関係

火葬許可証再発行願

このことについて、火葬許可証紛失につき納骨できませんので、火葬許可証を再発行くださるようお願いいたします。

記

死亡者の氏名		性 別	
死亡者の生年月日	年 月 日		
死亡年月日時	年 月 日 時 分		
死亡の場所			
死亡者の本籍			
死亡者の住所			
火葬の場所	浜松市 斎場		
火葬実施日時	年 月 日 午前・午後 時 分		

(第5条関係)

第1号様式の2

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所  
願 人 氏名  
(続柄)

火葬許可証再発行願(死胎児)

このことについて、火葬許可証紛失につき納骨できませんので、火葬許可証を再発行く  
ださるようお願いいたします。

記

性別		妊娠 月数	
分べん年月日時	年 月 日	時 分	
父母の氏名			
分べんの場所			
父母の本籍			
父母の住所			
火葬の場所	浜松市 斎場		
火葬実施日時	年 月 日	午前・午後	時 分

(第6条関係)

第2号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 住 所

氏 名

印

( ) -

### 火葬及び分骨証明願

次のことについて、証明をお願いいたします。

死亡者の	本 籍			
	住 所			
	氏 名		性 別	
	生年月日			
死 亡 年 月 日 時				
死 亡 の 場 所				
火葬の	場 所	浜松市 区	浜松市 斎場	
	年月日時	年 月 日	午前・午後	時 分
分骨の収蔵	理 由	1 宗教上の理由若しくは他の墓地等に埋蔵又は収蔵のため		
		2 その他( )		
	予定日	年 月 日		
分骨を埋蔵又は収蔵する者	住 所			
	氏 名		申請者との関係	

(第6条関係)

第3号様式

浜 第 号  
年 月 日

様

浜松市 斎場管理者  
浜松市長

### 火葬及び分骨証明書

墓地・埋葬等に関する法律施行規則第5条第3項の規定により、火葬後分骨した焼骨であることを証明します。

死亡者の	本籍			
	住所			
	氏名		性別	
	生年月日			
死亡年月日時				
死亡の場所				
火葬	場所	浜松市 区 町 斎場		
	年月日時	年 月 日 午前・午後 時 分		
分骨の収蔵	理由	1 宗教上の理由若しくは他の墓地等に埋蔵又は収蔵のため		
		2 その他( )		
	予定日	年 月 日		
予定場所				
火葬許可の申請者	住所			
	氏名		死亡者との関係	
分骨を埋蔵・又は収蔵する者	住所			
	氏名		申請者との関係	